

Ⅱ 知事が行う洪水予報

法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項に基づき、知事と気象庁が共同して行う洪水予報は、次のとおりである。

1 予報の種類

- (1) （万之瀬川・加世田川）レベル2 氾濫注意報
- (2) （万之瀬川・加世田川）レベル3 氾濫警報
- (3) （万之瀬川・加世田川）レベル4 氾濫危険警報
- (4) （万之瀬川・加世田川）レベル5 氾濫発生情報

2 洪水予報の発表基準

予報の種類	発 表 基 準
万之瀬川・加世田川 レベル2 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
万之瀬川・加世田川 レベル3 氾濫警報	次のときに発表する。 ① 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。 ② 避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
万之瀬川・加世田川 レベル4 氾濫危険警報	次のときに発表する。 ① 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。 ② 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
万之瀬川・加世田川 レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき。 ※ レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表
万之瀬川・加世田川 レベル2 氾濫注意報 （警報解除）	次のときに発表する。 ① レベル4 氾濫危険警報又はレベル3 氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）。 ② 氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）。
万之瀬川・加世田川 レベル2 氾濫注意報解除	レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険警報、レベル3 氾濫警報又はレベル2 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

3 洪水予報（予報実施区域及び発表基準）

(1) 万之瀬川・加世田川洪水予報

水系	予報区域	実 施 区 間	基 準 地 点
万之瀬川	万之瀬川	左岸 南九州市川辺町清水字湯ノ尻3480番1地先から海まで 右岸 南九州市川辺町清水字眼流川2025番2地先から海まで	大渡橋水位観測所 万之瀬橋水位観測所
	加世田川	左岸 南さつま市加世田内山田字金気8197番1地先から万之瀬川への合流点まで 右岸 南さつま市加世田内山田字下精谷7689番3地先から万之瀬川への合流点まで	日新橋水位観測所

(注) 予報文例は後掲。

(2) 万之瀬川・加世田川における基準水位一覧

河 川 名	基準観測所名	水防固待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位
		m	m	m	m	m
万之瀬川	万之瀬橋	3.5	4.9	5.3	5.8	7.3
万之瀬川	大渡橋	3.1	4.4	4.9	5.4	6.4
加世田川	日新橋	2.8	3.7	4.2	4.8	5.5